



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021年3月号(J259)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「寶島甘露」梨を無許諾で栽培、52万新台幣ドルの賠償命令判決
- 02 客室デザインを模倣、桂田璽悦会社が三審で逆転勝訴
- 03 刑事警察局によるISDと犯行通信拠点の一掃作戦で大きな成果
- 04 大立光電が先進光電と和解して営業秘密侵害訴訟を取り下げ

台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

ケーブルテレビ信号ソースをリップングし、保存、データ変換、複製をした後、違法デジタルSTB業者へ転送し、これを以って映像等著作物を提供して、セットトップボックス(STB)をレンタル又は購入した消費者の鑑賞に供することは、著作権侵害を構成する。

今月のトピックス

J210205Y1

01 「寶島甘露」梨を無許諾で栽培、52万新台幣ドルの賠償命令判決

農業に従事する劉申權氏は20年にわたり梨の品種改良を行ってきた。2000種余りの交配種から選りすぐられた新品種（台湾の「晶圓梨」と日台交配種である「新興梨」を用いて改良）を「寶島甘露」（訳注：第A01843号品種権を取得）と命名した。台湾全土では現在200戸余りの農家が5万新台幣ドルを支払って上記品種の許諾を受けているが、600戸余りの農家は無断で上記品種の梨穂木を接ぎ木して育てており、その違法作付面積は少なくとも1000ヘクタールに上る。劉氏は2年前に台中后里の果物農家である王○源が権利を侵害しているとして告訴し、知的財産裁判所は第一審で52万余新台幣ドルと年5部の金利の支払いを命じる判決を下した。本件は上訴できる。（2021年2月）

J210211Y3

02 客室デザインを模倣、桂田璽悦会社が三審で逆転勝訴

雲朗観光股份有限公司（以下「雲朗観光公司」）は桂田璽悦酒店股份有限公司（以下「桂田璽悦公司」）が経営する台東桂田喜來登酒店（Sheraton Taitung Hotel、以下「桂田酒店」）の客室の装飾や配置が（雲朗観光公司の経営する）台北京站君品酒店（Palais de Chine Hotel、以下「君品酒店」）と極めて類似しており、著作財産権が侵害されたとして桂田璽悦公司を提訴した。一審と二審では桂田璽悦公司が敗訴し、500万新台幣ドルの支払いと権利侵害部分の撤去を命じる判決を受けた。桂田璽悦公司がさらに上告したところ、最高裁判所は上告には理由があると認め、原判決を破棄し、知的財産裁判所に差し戻した。

雲朗観光公司は、その傘下にある君品酒店では客室の家具、インテリアの配置と室内デザインについて、仏ルイ16世風と現代オリエンタル風を融合させた快適で優雅な雰囲気コンセプトとしており、独創的な芸術又は美感の表現を有するものであり、著作権法で保護される建築の著作物に該当すると主張した。さらに桂田酒店の客室デザインは君品酒店が得た部屋タイプ別室内デザインの成果を模倣し、わずかに調整したものであり、模倣の程度は高く、消費者の宿泊を誘致するために公式サイトや各ホテル予約サイトに（写真を）掲載しており、これによりデザイン設計と内装の時間を短縮できるほか、高額なデザイン料を支払う必要がないため、観光ホテル業界又はホテルの取引秩序に影響するに足りるとして提訴した。

桂田璽悦公司は、雲朗観光公司が訴えている著作物は著作権保護の客体ではなく、芸術性と独創性を有さず、しかも桂田酒店はデザイナーを招聘任用してデザインさせており、模倣はないと抗弁している。君品酒店の客室（のデザイン）と家具やインテリア等の装飾及び配置は業界で汎用されている配置を参考し、既製品を調達したもので、その家具の外観、選択、サイズ、採光照明、動線のアレンジ等は独創性が欠如しており、家具カタログの公正証書、書籍、交通部観光局のホテル格付表等を証拠としている。

知的財産裁判所における一審と二審ではいずれも建築の著作物は著作権の保障を受けるとして、桂田璽悦公司に敗訴の判決を下したが、最高裁判所は、原審では、桂田璽悦公司が提出した防御方法及び証拠を採用しなかった理由を説明せずに、君品酒店の客室（のデザイン）と家具やインテリア等の装飾及び配置が著作権法の保護を受ける建築の著作物であると認定しており、これには検討の余地があること、さらには、もし桂田璽悦公司が君品酒店の部屋タイプ別デザインを模倣しているならば、それが取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為であるかについて、原審は桂田璽悦公司の抗弁と証拠を斟酌せず、推論して桂田璽悦公司に不利な認定を行っており、判決が理由を欠いているという違法があることから、原判決を破棄すべきであると判決した。（2021年2月）

J210205Y3

03 刑事警察局による ISD と犯行通信拠点の一掃作戦で大きな成果

内政部警政署刑事警察局のニュースリリースは次のように伝えている。近年市場では様々な不正ストリーミング視聴機器（ISD）が大量に出回り、無料で国内の衛星放送、ケーブルテレビの番組、米日韓や国内の映画、ドラマや連続テレビ番組を無料視聴できると標榜している。犯罪グループが国内の通信機械室にネットワークサーバを設置して、各大手テレビ局の放送（コンテンツ）信号を解読し、さらにインターネットを通じて ISD へ送信して消費者が視聴できるようにし、国内や日本等にある多くのテレビ局の知的財産権を侵害していることが分かった。被害者らは「中華民国衛星廣播電視事業商業同業公会（Satellite Television Broadcasting Association R.O.C、略称 STBA）」と「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（Content Overseas Distribution Association、略称 CODA）」等を通じて当局の電信偵査大隊と保安警察第二総隊刑事警察大隊に告訴を提起した。

テレビ局の放送信号の不正送信を阻止するため、刑事警察局は 2021 年初め、特別にプロジェクト（訳注：プロジェクト名は「淨頻專案」）を立ち上げて ISD と犯行拠点である通信機械室（犯行通信拠点）の一掃を拡大した。1 ヶ月以上にわたる調査を行い、新北市、桃園市、台中市等 18 ヶ所の販売店、通信機械室をそれぞれ自宅搜索し、合計で 778 台の ISD と、9 台のネットワークサーバを証拠品として押収した。権利侵害推定額は 10 億余新台幣ドル以上に上るものとみられる。（2021 年 2 月）

J210305Y4

04 大立光電が先進光電と和解して営業秘密侵害訴訟を取り下げ

大立光電股份有限公司（Largan Precision Co.,Ltd.、以下「大立光電」）と先進光電科技股份有限公司（Ability Opto-Electronics Technology Co., Ltd.、以下「先進光電」）は 2021 年 3 月 5 日同時に重大情報公告（訳注：日本の上場企業による重要事実の開示に相当）を発表した。それによると、双方は営業秘密侵害関連事件について秘密保持条項付きの和解契約書を結び、大立光電はその和解契約書の約定により、先進光電関連事件に係る執行、損害賠償の請求及び告訴を取り下げ、その他の部分は当事者の機密に関わるため、和解内容について秘密を保持するとしている。

大立光電の営業秘密が離職した従業員と先進光電との共謀により違法に窃取、使用され、さらにはその窃取された技術が実用新案登録が出願され許可されたという事件につき、民事訴訟の部分では、知的財産裁判所が 2021 年 1 月 28 日に二審で先進光電とその他の被告が確かに権利を侵害したと認め、一審の見解を維持して、先進光電とその他の被告に大立光電に対して合計 15 億 2247 万 639 新台幣ドルを連帯で賠償するよう命じる判決を下していたが、2021 年 3 月 5 日に双方は重大情報公告を通じて、同事件はすでに和解が成立したこと発表し、長年にわたる訴訟にピリオドが打たれた。（2021 年 3 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I ケーブルテレビ信号ソースをリッピングし、保存、データ変換、複製をした後、違法デジタル STB 業者へ転送し、これを以って映像等著作物を提供して、セットトップボックス（STB）をレンタル又は購入した消費者の鑑賞に供することは、著作権侵害を構成する。

■ ハイライト

王志遠は 2015 年 1 月に中国のデジタル犯罪グループ「何康寧」から提供された設備を利用して、新北市に機械室を設置し、三立公司、東森公司、年代公司等 13 社の同意または許諾を

得ないで、相次いで機械室で設備を通じて、ケーブルテレビ信号ソースをリッピングし、保存、データ変換、複製をした後、「何康寧」の所属するグループが架設したクラウドサーバに伝送して、違法デジタル STB 業者へ転送し、これを以って映像等著作物を提供、公開放送して STB を購入又はレンタルした消費者の鑑賞に供していた。王志遠は月あたり「何康寧」より 3 万～7 万台湾ドルの報酬を受け取っていた。

台湾新北地方裁判所による 108 年度智訴字第 18 号判決は、被告人王志遠が販売またはレンタルを意図して無断で複製の方法で、他人の著作財産権を侵害したと認定し、懲役一年に処した。

また、台湾新北地方裁判所による 108 年度智重附民字第 2 号判決は、被告人王志遠が知識能力、豊富な社会経験を有している大人であり、あえて個人の利益のために、数多くのテレビ局が制作した、または合法的に許諾を得ている番組をはじめとする映像著作物を侵害し、その数量も膨大で、且つ侵害時間が長く三年あまりにわたっているほか、原告等である数多くのテレビ局が映像著作財産権の取得に支出したコスト、市場の経済価値、財産損害を受けた程度等を酌量したうえ、原告 13 社はそれぞれ被告人王志遠に賠償金として 100 万台湾ドルを請求することができるかと認定した。

II 判決内容の要約

台湾新北地方裁判所刑事判決

【裁判番号】108 年度智訴字第 18 号判決

【裁判期日】2020 年 7 月 2 日

【裁判事由】著作権法違反

公 訴 人	台湾新北地方檢察署檢察官
被 告 人	王志遠
選任弁護士	魯忠翰 弁護士
	周逸濱 弁護士
	黃詩婷 弁護士

主文

王志遠は、共同で販売またはレンタルを意図して、無断で複製の方法により、他人の著作財産権を侵害したので、懲役一年に処す。押収品はすべて没収する。未押収の不当利得 205 万台湾ドルを没収し、その全部または一部が没収不能または没収執行できない場合、その価額を追徴する。

一 事実概要

王志遠は 2015 年 1 月ごろより、中国で「何康寧」と自称するデジタル犯罪グループに加入し、且つ「何康寧」から機械室を設置するための設備及び費用の提供を受け、新北市に所在する自宅に機械室を設置し、且つホストコンピュータ、モデム、デコーダ、ルーター、信号ブースター、STB 等を機械室に取り付け且つ当該機械室を管理、運用し、超級傳播股份有限公司、民間全民電視股份有限公司、壹傳媒電視廣播股份有限公司、聯利媒體股份有限公司、八大電視股份有限公司、三立電視股份有限公司、東森電視事業股份有限公司、年代網際事業股份有限公司、緯來電視網股份有限公司、飛凡傳播股份有限公司、中天電視股份有限公司、香港企業・福斯傳媒有限公司台湾支店、米国企業・国家地理頻道有限公司台湾支店の同意または許諾を得ないで、相次いで機械室で前記機械設備を利用してケーブルテレビ信号ソースをリッピングし、保存、データ変換、複製をした後、「何康寧」所属のグループが架設したクラウドサーバに伝送して、違法デジタル STB 業者へ転送し、これを以って映像等著作物を提供して、STB を購入又はレンタルした消費者の鑑賞に供し、これを公開放送していた。また、この方法により、公衆に著作物複製可能なコンピュータプログラムを提供したので、前記各社の著作財産権を侵害した。王志遠は月あたり「何康寧」より 3 万から 7 万台湾ドルの報酬を受けて不当利得を得ていた。

二 本件争点

被告人は著作権法所定の複製または公開放送違反により、他人の著作権を侵害したか？

三 判決理由の要約

- (一) 著作権法でいう複製とは、印刷、複写、録音、録画、撮影、筆記その他の方法により直接、間接、永久又は一時的に再製作することをいう。また、公開放送とは、公衆に直接聞かせる又は見せることを目的として、有線電気通信、無線通信その他の設備の放送システムによる送信を行うことにより、音声若しくは映像を通じて著作物の内容を公衆に伝達することをいう。元の放送者以外の者が、有線電気通信、無線通信その他の設備の放送システムによる送信を行うことにより、元々放送されていた音声若しくは映像を公衆に伝達することもこれに属する。著作権法第3条第1項第5号、第7号にそれぞれ明文で規定されている。
- (二) 被告人は、「何康寧」が所属しているグループが各告訴人から著作物複製及び公開放送の同意または許諾を得ていないことを明らかに知りながら、なおも「何康寧」の指示に従って、機械設備を利用してケーブルテレビ信号ソースをリッピングし、保存、データ変換、複製をした後、クラウドサーバに伝送して、複製可能のコンピュータプログラムを含むSTBを購入又はレンタルした消費者の鑑賞に供していた。被告人の行為は、著作権法第91条第2項の販売若しくは貸与を意図して、無断複製することにより他人の著作財産権を侵害した罪、同法第92条の無断で公開放送の方法により他人の著作財産権を侵害した罪、及び同法第93条第4号の同法第87条第1項第7号規定違反により、著作権を侵害した罪に該当する。被告人による一つの行為が複数の罪を犯し、且つそれと同時に、各著作権者の著作財産権を侵害したので、観念的競合犯に該当し、最も重い著作権法第91条第2項の販売若しくは貸与を意図して、無断複製することにより他人の著作財産権を侵害した罪で論断されるべきである。

2020年7月2日

刑事第五法廷審判長 裁判官 許必奇
裁判官 許品逸
裁判官 宋泓璟

TIPL
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPL Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2021 TIPL, All Rights Reserved.